

政策調整会議の概要

開催日：H16.10.21

項 目

- 1 台風23号の被害状況について【危機管理担当・港湾空港局】
- 2 県立大学のあり方について【企画振興部】
- 3 情報セキュリティポリシーについて【情報化戦略推進担当】

内 容

- 1 台風23号の被害状況速報について【危機管理担当・港湾空港局】
危機管理担当及び港湾空港局より、台風23号の被害状況について報告が行われた。

[報告要旨]

- ・ 台風23号の人的被害状況については、現在のところ、死者4名(室戸市3名・土佐清水市1名)、行方不明者2名(安芸市1名・大月町1名)、重傷者3名(室戸市2名、安田町1名)及び軽傷者10名(室戸市4名ほか)となっている。
- ・ 住家被害は、全壊はなかったものの半壊3棟、一部破損4棟、床上浸水58棟及び床下浸水201棟となっている。
- ・ 室戸市での被害は高波によるもので、最大で16～17メートルの高波が記録されている。
- ・ 室戸市での住宅被害の件については、約30メートルにわたって防潮堤が決壊している。この防潮堤は昭和30～50年代にかけての建造であるが、被害の原因など詳細は調査中である。
- ・ 安芸土木事務所に備蓄している水防用ブロックを置くなど応急対応をしているが、根本的な対策は詳細な調査後の判断となる。
- ・ このほか、安芸市では越波により県職員住宅に被害があったが、人的被害はなかった。

- 2 県立大学のあり方について【企画振興部】
企画振興部より説明を行った後、意見交換を行った。

[説明要旨]

- ・ 現在、県立大学は高知女子大、同大学院及び高知短期大学の3大学であり、平成10年4月に現在の学部構成となった。その予算規模は、高知女子大が約15億4千万円(このうち6割が一般財源であるが、交付税措置あり)、高知短期大学は約2億4千万円(このうち7割が一般財源であるが、交付税措置あり)である。
- ・ 「高知県立大学のあり方(提言)」については、昨年1月より県立大学改革検討委員会にてご検討いただき、今月まとめられたものである。以下、その概要について報告する。
- ・ 県立大学改革の基本的視点として、県民に優れた高等教育の機会を提供するとともに、全国的にも求心力を持つ県民が誇りとする大学を目指して、下の5つの視点を重視して大学改革を進める。
 - 1 大学教育の機会の拡充
 - 2 社会的ニーズに応える人材の育成
 - 3 魅力ある教育体制の構築
 - 4 知の拠点としての社会貢献活動の充実
 - 5 開かれた大学運営の確保

- ・ 上の基本的視点及び県立大学の現状と課題を踏まえて、県立大学の再編案として下の4つの項目が挙げられている。
 - 1 健康福祉学部の創設及び看護学部の拡充
 - 2 社会科学系学部の創設と短期大学の廃止
 - 3 文化・教養教育の充実強化
 - 4 キャンパスの整備
- ・ また、中間報告では両論併記とされていた高知女子大学の男女共学化については、県立大学である高知女子大学が、将来にわたって男性に門戸を閉ざし続けることは問題であり、再編にあたっては共学化の方向が適当とされた。
- ・ 中間報告にはなかった県立大学の管理運営については、国立大学のような大学法人制度の適用について検討された。しかし、まずは人事・財務・組織等の管理運営体制全般について、県・大学双方の抜本的改革を行うべきであり、独立法人化についても先行している国立大学等の成果を見定めてから、その利害得失を十分勘案すべきであるとされた。
- ・ 議論のポイントとなるのは、少子化のなかで新たな学部創設が必要であるかという点と、男女共学化の2点である。
- ・ 本県大学進学者の県内残留率が、高知工科大学の創設後に向上していることから、高等教育の受け皿が不足していることが窺われる。また、公立大学へ進学機会があることで保護者の経済的負担も低く抑えられること、大学卒業生の県内就職者数の向上に寄与することが期待できることなどから、新たな学部創設の意義はあるのではなかろうか。
- ・ 男女共学化については、高知女子大の入学希望者のうち、その志望理由が「女子大であるから」という者は1%程度だったことや、少子化のなかであるからこそ、両性のうち片方の性を排除することが適当であるのか疑問があることなどから、共学化が適当とされた。
- ・ 今後、大学設置者である県としての結論を見出していかなければならないが、具体の議論はこれからである。専門家の意見もいただきながら検討していきたいが、提言いただいた委員会からは、早急に検討し結論を得てほしいとの要望もいただいている。

[主な意見]

- ・ 公立大学法人化した場合でも、交付税措置はあるのか。
同制度については、交付税措置が前提である。そうしたことが、私立大学と比べた場合の公立大学の授業料の安さを担保している。
- ・ 県立大学職員の意識はどうか。
委員会の検討内容や提言に対して、全て賛成するということではないが、このままではいけないと考えており、大学内でも意識改革のための組織を立ち上げている。

3 情報セキュリティポリシーについて【情報化戦略推進担当】

情報化戦略推進担当より説明が行なわれた。

[説明要旨]

- ・ 情報セキュリティポリシーについては、県が取り扱う情報システムの情報を、改ざんや漏えい、またはコンピュータウィルスによる破壊やネットワークの停止等の脅威から守るため、適切な対策を行い情報セキュリティを確保することを目的に策定するものである。
- ・ その適用範囲は、県庁ネットワークを利用する全所属(出先機関含む。)とし、対象となる情報資産は、知事部局では全情報資産を、その他の執行機関では県庁ネットワークに接続したパソコン、その他知事部局が管理する情報資産を対象とする。

- ・ 職員の責務は、情報セキュリティ関連法令及びセキュリティポリシーの遵守と、外部委託業者に対する必要な措置をとることである。
 - ・ 実施体制は、副知事を最高統括責任者とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策を総合的に推進、調整する。
 - ・ 情報セキュリティポリシーの素案は、昨年度庁内での説明会を実施し、意見をいただいた。これらの意見を反映して内容を見直し、最終的な案が完成したので報告する。
 - ・ 主な見直し内容は、
 - 1 セキュリティポリシー基本方針、対策基準及び実施手順の3つのうち、基本方針を規程化したこと。
 - 2 情報セキュリティ実施体制において、情報セキュリティ委員会の構成メンバーを庁議メンバーとしたこと。
 - 3 情報資産の取扱いにおいて、重要情報の電子メール送信を原則禁止から、情報セキュリティ管理者（所属長）がやむを得ないと認めた場合は除外したこと。
 - 4 個人所有のコンピュータ及び記録媒体の持込み禁止についても、記録媒体のみ情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者が業務上必要であり、かつ情報セキュリティの確保上必要と認めた場合は除外したこと。
- などである。
- ・ 今後は、11月から12月にかけて、情報セキュリティ管理者（全所属長）やセキュリティ担当者を対象に研修を行う。
 - ・ また、庁内の5つの情報システムを抽出したうえで、情報セキュリティ対策実施状況の把握や、実施手順の作成等を次年度にかけて行う。
 - ・ 特に異議がなければ、決裁を得たうえで11月に施行・公表したいと考えている。